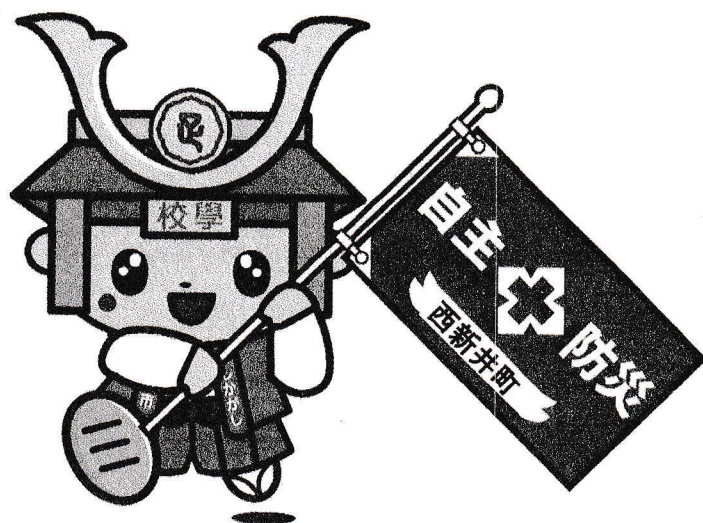


西新井町防災計画



令和5年4月

地区防災計画

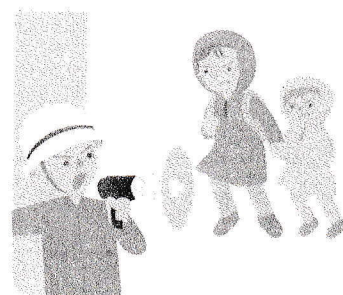
1 目的

この計画は、西新井町防災会規約11条に基づき、防災活動に必要な事功を定め、もって地震、大火、その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災組織の普及と防災訓練の実施に関する事。
- (3) 情報収集伝達に関する事。
- (4) 災害危険の把握（防災マップ作製）に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食給水に関する事。
- (9) 避難所の組織的運営に関する事。
- (10) 地域連絡網の作成に関する事。



*西新井町防災会は、本計画に基づく対策の推進に努めるとともに、この計画を社会情勢の変化等に応じ、実情に合った計画とするために随時検討を加え、必要に応じて修正する。

3 基本的な考え方

(1) 基本方針（目標）

西新井町における町民主導の自助及び防災会主導の共助の取組を推進し、町内の被害者ゼロを目指す。

(2) 活動目標

自然災害等による人的・物的被害の最小化を目指して、西新井町防災会を中心とした自主的な防災活動を組織的に継続する。

(3) 長期的な活動計画

ステップ1 自助の取組を促進する

自身、家族の身の安全を確保できるよう、防災学習を推進し、家庭での防災の取組を強化する。

ステップ2 共助のニーズを把握する

町内の支援ニーズを把握し、避難支援者及び防災資機材の確保を防災会が調整する。

ステップ3 防災訓練を実施し、地域防災力を強化する

自助、共助の取組みを実践するべく防災訓練を実施し、地域防災力を強化する。

ステップ4 取組みを見直し、ブラッシュアップする

訓練の実施結果や状況の変化等に対応し、取組みを見直しやブラッシュアップを図る。

4 地区の特性

(1) 地理特性

西新井町は、市内平野部の南部に位置し、北に渡良瀬川、西から南へ矢場川が流れ、町内に農業用水（水路）が張り巡らされている。

交通の面では町内南部を東西に国道50号線、南北に県道借宿西新井線が走っている。町内には、入り組む狭い道路があり、緊急車両（消防車両等）が入りにくいところがある。

地域の避難場所としては、町内に指定避難所「山辺中学校」がある。

(2) 社会特性

西新井町に居住している世帯は、約530世帯、人口約1,400人となっており、近年の増減は少ない。古い建築物（旧耐震基準の建築等）も見受けられるが、新築や建て替えなどで新耐震基準へ対応が進んできている。

国道50号以北は市街化区域のため宅地化が進んでおり、農地を埋め立てていわゆる分譲地として開発されたものである。

町内の高齢化の状況を見ると、西新井町の高齢者率は約20パーセントで、市内の平均33%に比べ低い水準である。

5 地区の災害履歴及び想定される災害

(1) 洪水浸水災害

過去の大雨でも町内の一部で道路冠水が発生している場所もあり注意が必要である。

市のハザードマップでは、渡良瀬川、矢場川からの破堤、越水により、浸水深0.5～3m未満となっている。

(2) 地震災害

市の想定では、地震については、市直下の震度6強が最大想定とのことである。

耐震基準を満たしている建物が多くなっているが、古くからある家屋では、耐震基準を満たしていない家屋もあることから、耐震基準を満たしていない居住家屋は、大地震に備え、家庭での震災対策のほか、四新井町防災会における把握が必要である。

(3) その他

西新井町は、冬の時期になると北西から南東に向けて強い季節風（赤城おろし）が吹くことがある。また、竜巻注意情報も発表されることが多いことから家屋被害や自動車、自転車での事故が発生しないよう警戒する必要がある。

6 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を、迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

会長—副会長 防災リーダー 本部付	情報部	[防災知識の普及] [情報収集伝達]
	防火対策部	[家庭の防火] [消火器等による消火]
	救出救護部	[負傷者の救出救護] [要配慮者支援]
	避難誘導部	[住民の避難誘導] [避難誘導・避難支援]
	特別部	[備蓄品の管理] [備蓄品の支給、給食活動]

7 平常時の活動

(1) 防火・防災組織の普及

地域住民の防火・防災意識を高揚するため、次の事項について知識普及を行う。

ア 普及事項

- (ア) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- (ウ) 地域周辺の環境に応ずる防火・防災知識に関すること。
- (エ) 各家庭における防火・防災上の留意事項に関すること。
- (オ) 特に避難に配慮が必要な高齢者や障がい者等の要配慮者支援に関すること。

イ 普及の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の配布
- (イ) 座談会、講演会等の開催

ウ 実施時期

火災予防週間及び防災週間又は防災の日等（以下「火災予防運動等」という。）の諸行事の際に行うほか、随時実施する。

(2) 地域の災害危険の把握

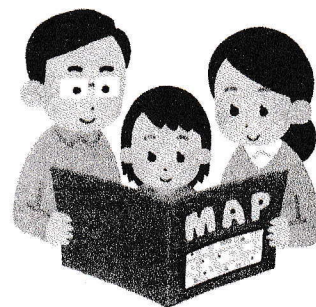
災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握及び災害危険を可視化するために、防災マップを作成する。

ア 把握事項

- (ア) 危険地域、区域等
- (イ) 地域の避難場所、防災施設、設備
- (ウ) 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- (エ) 大規模災害時の防災活動

イ 把握の方法

- (ア) 地域防災計画
- (イ) 洪水・土砂災害ハザードマップ
- (ウ) 防災講話、座談会、研修会の開催
- (エ) 災害記録の編纂



(3) 防災訓練

災害時に防災活動が迅速かつ的確に行えるように、次による防災訓練を実施する。

ア 訓練の種別

(ア) 個別訓練

情報収集及び伝達・消火・避難・救出救護・給食活動訓練を行うもの。

(イ) 総合訓練

個別訓練を総合的に行うもの。

イ 訓練実施時期

訓練は、火災予防運動等の期間中のほか、随時行う。

ウ 訓練実施計画書の提出

訓練の実施にあたっては、その目的及び内容等を明らかにした訓練実施計画書を事前に市・消防本部・消防署へ提出する。

(4) 予防対策

ア 出火防止

大地震時における出火防止の徹底を図るため、「家庭防火防災の日」を定め、各家庭において、主として次の事項について点検整備する。

- (ア) 火気使用設備、器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- (イ) 可燃性物品及び危険物の保管状況
- (ウ) 消火器等消火器材の整備状況
- (エ) 建物等の危険箇所の状況

イ 初期消火用具の配備等

初期消火の完璧を期するため、逐次、街頭消火器を配備するとともに各家庭においても消火器、水バケツ、消火砂等の設備に努める。

ウ 防火活動

一般家庭の火災防止を図るため、防火対策部が主体となり、次の活動を行う。

- (ア) 防火に関する知識習得のための座談会
- (イ) 火災予防に関するやさしい法律及び火の性質などの知識習得のための研修会
- (ウ) 火気使用器具の正しい取扱い方法と初期消火技術について研修会

(5) 地域連絡網の構築

災害時の情報をより多くの人に、確実に伝達するため、地域連絡網を構築する。

(6) 災害時要支援者対策

ア 災害時要支援者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要支援者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護委員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

イ 災害時要支援者の避難誘導、救出、救護方法等の検討

災害時要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討するため、要支援者の見守りやその関係者への声かけを行い訓練等に反映する。

8 災害時の活動

(1) 情報収集伝達（情報部）

災害時、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

ア 情報の伝達

情報部員は、地域内の被害状況を調査し、その結果を防災機関に伝達するとともに、防災機関、報道機関等から提供された必要と認める情報を地域住民に伝達する。

イ 情報の伝達の方法

情報の伝達は、地域連絡網による電話連絡やLINE等の活用を行うと共に、地域内の全域を対象に、拡声器等による呼びかけ又は戸別訪問により行う。

(2) 消火活動（防火対策部）

災害時、地域内に火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を用いて初期消火活動を行う。ただし、火災が拡大して危険となった場合、消火活動を中止し避難する。また、消防機関が現場に到着したら、その指示に従う。

(3) 救出救護活動（救出救護部）

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多くの負傷者がでるため、これらの救出救護を次により行う。

ア 救出方法

負傷者の救出作業が必要な場合、資器材を有効に活用するとともに、状況に応じて周囲の人の協力を求める。

イ 救護方法

(ア) 地域内の広場や、避難場所に救護所を開設する。

(イ) ケガ人の応急手当を行うため、あらかじめ応急手当資器材の備蓄をしておく。

(4) 給食給水活動（特別部）

災害時、市その他関係機関から提供された食料品等の配分及び炊き出し等の活動に協力する。

(5) 避難活動（避難誘導部）

大雨・地震・火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

ア 避難誘導の指示

市から避難情報が発令されたとき、又防災会長が必要と認めたときは、避難誘導部に対し避難誘導の指示を行う。

イ 避難誘導

防災会長の指示に従い事前に防災会が指定した避難場所へ住民を誘導する。

水害時に膝丈以上に冠水している場合は、無理に野外避難せず、自宅や近所の2階など少しでも高い場所に垂直避難し、消防機関等の出動を要請する。

ウ 避難場所

一時避難場所	西新井町自治会館
指定避難所	山辺中学校

エ 要配慮者の支援

市から高齢者等避難などの避難情報が発令された場合には、特に避難に配慮が必要な高齢者や障がい者に対し、早めの避難の呼びかけや避難の協力、安否確認などを実施する。

(6) 避難所の組織的運営

避難所の生活の質を確保するためには、次により開設、運営を行う。

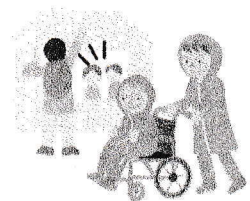
ア 避難所での実施事項

(ア) 避難者の受付・検温の実施

(イ) 体調不良者の対応

(ウ) 避難者の避難スペースの区画の設置

(エ) 避難所を退出する避難者の確認



イ 避難所運営委員会の設置

避難生活が長期化する場合には、避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出し、避難所職員の管理行事に協力する。

(避難所運営の役割分担表は次ページ)

避難所運営の役割分担表

班名 (防災組織)	避難場所での業務	担当者 (◎班長、○副班長)
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の総括 ・災害対策本部との連絡 ・避難所ルールの作成 ・避難所利用の注意の配布 ・避難所運営委員会の事務局 ・避難所運営記録の作成 	◎ 石川 昭二 ○ 須永 進
避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・避難者誘導 ・避難者数の確認 ・移住組の班編成 ・郵便物等の取次ぎ 	◎ 加藤 毅彦 ○ 須永 浩先
情報部班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・避難所内の取り決めの広報 ・要望事項等の調査 	◎ 吉田 勝治 ○ 平山 勇雄
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認 ・危険箇所への対応 ・防火対策 ・防犯対策 	◎ 鳥羽 正之 ○ 岡野 正弘 ○ 築比地 保
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ施設の管理 ・水道が使えない場合、トイレ水道の使用禁止の掲示 ・ゴミ、清掃の管理 ・簡易トイレの設置 	◎ 村上 寛明 ○ 松本 利夫 ○ 須永 功
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・救護所や医務室の開設 ・緊急医療機関との連携 ・こころのケア 	◎ 須永 スイ子 ○ 澁澤 治子 ○ 石川 孝子 ○ 坂元 きよ子
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、幼児、妊婦、傷患者、外国人等の保護 ・相談窓口の設置、運営 ・福祉避難室の設置、運営 ・福祉避難所等への移送 	◎ 須永 嘉子 ○ 佐藤 由美子 ○ 須永 和子
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物の收受、管理、配給 ・生活用品の收受、管理、配給 ・炊き出し 	◎ 石川 英男 ○ 宮脇 貞男
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの要請 ・受入れ、活動調整 	◎ 七部 孝一 ○ 初谷 和男

役員名簿

会 長	石川 昭二
副 会 長	須永 進、鳥羽 正之、加藤 毅彦、
防災リーダー	七部 孝一、岡野 正弘、須永 スイ子、澁澤 治子、 石川 孝子、坂元 きよ子、須永 和子、
本 部 付	村上 寛明、吉田 勝治、須永 浩先、須永 嘉子、 佐藤 由美子、
幹 事	須永 功、平山 勇雄、初谷 和男、松本 利夫、 橋本 欣也、石川 英男、築比地 保、宮脇 貞男、
班 長	第 1 隣組長 第 2 隣組長 第 3 隣組長 第 4 隣組長 第 5 隣組長 第 6 隣組長 第 7 隣組長 第 8 隣組長 第 9 隣組長 第10 隣組長 第11 隣組長 第12 隣組長 第13 隣組長 第14 隣組長 第15 隣組長 第16 隣組長 第17 隣組長 第18 隣組長 第19 隣組長 第20 隣組長 第21 隣組長 第22 隣組長 第24 隣組長 第27 隣組長 第29 隣組長 第30 隣組長 第31 隣組長 第32 隣組長 第33 隣組長 第34 隣組長 第35 隣組長 第36 隣組長 第37 隣組長 第39 隣組長 第40 隣組長 第41 隣組長 第42 隣組長 第43 隣組長 第44 隣組長 第45 隣組長 第46 隣組長 第47 隣組長 第48 隣組長 第49 隣組長 第50 隣組長 第51 隣組長

組織編成及び任務分担表

会 長	石川 昭二
副 会 長	須永 進、鳥羽 正之、加藤 毅彦、
防災リーダー	七部 孝一、岡野 正弘、須永 スイ子、 澁澤 治子、 石川 孝子、坂元 きよ子、須永 和子、
本 部 付	村上 寛明、吉田 勝治、須永 浩先、須永 嘉子 佐藤 由美子、

部名	職名 部 長	班 長
情 報 部	石川 昭二	第 1 隣組長、第 6 隣組長、第 1 1 隣組長 第 1 3 隣組長、第 1 7 隣組長、第 2 2 隣組長 第 3 2 隣組長、第 3 7 隣組長、第 4 3 隣組長 第 4 6 隣組長、
防火対策部	鳥羽 正之	第 2 隣組長、第 7 隣組長、第 1 2 隣組長 第 1 8 隣組長、第 2 4 隣組長、第 3 3 隣組長 第 4 4 隣組長、第 4 8 隣組長、第 5 0 隣組長
救出救護部	須永 スイ子	第 3 隣組長、第 8 隣組長、第 1 4 隣組長 第 1 9 隣組長、第 2 7 隣組長、第 3 4 隣組長 第 4 0 隣組長、第 4 5 隣組長、第 5 1 隣組長
避難誘導部	吉田 勝治	第 4 隣組長、第 9 隣組長、第 1 5 隣組長 第 2 0 隣組長、第 3 1 隣組長 第 3 5 隣組長 第 3 9 隣組長 第 4 1 隣組長、第 4 7 隣組長、
特別部	村上 寛明	第 5 隣組長、第 1 0 隣組長、第 1 6 隣組長 第 2 1 隣組長、第 2 9 隣組長、第 3 0 隣組長 第 3 6 隣組長、第 4 2 隣組長、第 4 6 隣組長、

足利市災害対策本部

電話 20-2247

Fax 20-2273

石川 昭二

72-5030

9-4389-3130

七部 孝一

72-6411

9-3214-0885

村上 寛明

72-5985

9-5819-4001

須永 功

72-6264

8-1058-3648

担当隣組

⑤⑥⑩⑪④⑧④⑨

鳥羽 正之

71-7659

9-6179-3468

岡野 正弘

72-6542

9-8314-1463

担当隣組

⑱⑳㉑㉒

加藤 毅彦

71-0536

8-6551-8355

須永 進

71-6846

9-8564-3212

担当隣組

①②③④④⑥

橋本 欣也

72-0532

9-4733-7919

担当隣組

⑫⑭⑮⑯

初谷 和雄

8-3002-0082

担当隣組

⑦⑧⑨④⑦

平山 勇雄

72-6563

8-6818-1028

担当隣組

⑳㉑㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙

石川 英男

72-9334

9-7198-0083

担当隣組

⑳㉑㉒㉓㉔㉕

松本 利夫

9-1540-2364

担当隣組

㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝

築比地 保

73-0089

9-4671-8697

担当隣組

⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕

西新井町自治会連絡網

足利市災害対策本部

電話 20-2247

Fax 20-2273

石川 昭二

72-5030

9-4389-3130

七部 孝一

72-6411

9-3214-0885

加藤 毅彦

71-0536

8-6551-8355

村上 寛明

72-5985

9-5819-4001

鳥羽 正之

71-7659

9-6179-3468

須永 進 (広報担当)

71-6846

9-8564-3212

須永 功 (広報担当)

72-6264

8-1058-3648

岡野 正弘 (広報担当)

72-6542

9-8314-1463

築比地 保 (広報担当)

73-0089

9-4671-8697

橋本 欣也 (広報担当)

72-0532

9-4733-7919

初谷 和男 (広報担当)

8-3002-0082

平山 勇雄 (広報担当)

72-6563

8-6818-1028

石川 英男 (広報担当)

72-9334

9-7198-0083

松本 利夫 (広報担当)

9-1540-2364

須永 スイ子 (女性防火)

71-7554

9-5526-1839